

令和2年

行方市農業委員会

第10回総会会議録

(令和2年10月26日)

令和2年10月26日 行方市農業委員会第10回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第81号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第82号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第83号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第84号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第85号	現況証明願について
議案第86号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第87号	行方市農用地利用集積計画の決定について
報告第45号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第46号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第47号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原文 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後3時00分 (会長挨拶)
事務局	定刻前でございますけれども、皆さんおそろいですので、始めていきたいと思えます。 ただいまより令和2年行方市農業委員会第10回総会を開会いたします。 総会議事日程2、会長挨拶。 清水農業委員長よりご挨拶をお願いします。
会長	改めまして、こんにちは。 今日は10月だから10回ですよ、第10回の総会ということで、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。 今日は広報委員会におかれましては、午前中からということで、大変長時間になり

まして、本当にご苦労さんでございます。

その委員会の後で農政部会も開催されたわけでございますが、その中でも8月の総会時に農林水産課のほうより説明がございました適作支援の事業ですか、何か要件、若干変わったというようなことで、1反歩5万円が、出荷の書類があれば出しますよというような説明だったのが、減収していなければいけないというような、最初に書いてあったんですけども、そこら辺の運用が変わったみたいというようなことでございます。

あとは、先ほども申し上げたんですが、新規就農の支援金、今度は親元就農でも出るというような話があったんですが、そのうちに具体的に出てくるかなと思います。親元就農でも150万という話でございました。

今日もコロナウイルス対策をとっての総会ということで、スムーズに進めてまいりたいと、このように思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、一言総会前のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 日程第3、経過報告。

別紙10月行事経過報告により説明いたします。経過報告のほうをご覧くださいと思います。

10月9日、第9回口頭弁論、水戸地方裁判所におかれまして清水会長と事務局のほうで参加しております。

10月16日、令和2年度市町村農業委員会会長・事務局長会議、こちらフェリヴェールサンシャインで行われまして、会長と事務局のほうで出席しております。

また、同じく16日、市内経済関係団体等と市議会経済建設委員会委員との意見交換会、北浦庁舎で行われまして、郡司農政部長に出席していただいております。

また、同じく16日、調整審議会が市町村会館でありまして、案件1件ですけれども、事務局のほうで参加しております。

10月26日、広報委員会、午前中に広報委員会、本日ですけれども行いました。広報委員と事務局で行っております。

また、第3回農政部会、こちら総会前に農政部会委員と事務局のほうで行いました。

第10回総会、本総会でございます。

以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局 日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

		(資格審査報告)
議	長	それでは、早速進めてまいりたいと思います。 ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名ですので、定数に達しております。 したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。
		(会期の決定)
議	長	本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。
議	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の選出)
議	長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 4番内藤宏一委員 6番中城かおり委員
		(書記の選出)
議	長	総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命します。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第81号)
議	長	議案第81号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を 議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第81号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記の とおり許可申請があったので提案する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前 配付のため割愛する。)
議	長	事務局から説明がございましたように、事務局説明は割愛をさせていただきます。 それでは、1項ごとに審議いたします。 1項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参加するこ とはできないとされております。よって、関係委員の退席を求め、その間、暫時休 憩といたします。
		(休憩) 午後 3時 6分～午後 3時 6分
議	長	それでは再開をいたします。

		調査員より調査の報告を求めます。
1	3 番	13番、高塚です。第1項について調査報告をいたします。 譲受人は市内玉造甲在住の農業兼会社員の20代の男性の方、譲渡人も市内玉造甲在住の農業の90代の女性の方です。お二人の関係は孫と祖母とのこととございます。申請事由は経営移譲で、高齢となりましたので、孫に移譲したいとのことでした。区分は贈与による所有権の移転になります。調査の結果、何も問題なく、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は何ら問題なく許可相当ということでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時 8分～午後 3時 8分
議	長	再開をいたします。
		次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9 番	19番、山野です。第2項について調査報告をいたします。 譲受人は、年齢28歳、市内石神在住の農業の方でございます。田畑合わせて6ヘクタールの営農をしております。内容については、主に施設によるトマト栽培が主でございます。譲渡人については、県の農林振興公社でございます。申請事由については、議案書に記載のとおりでございます。また、通作距離については2km程度で、調査の結果、問題ないものと調査をまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、根本です。第3項について調査報告をいたします。 本件は吉田委員に協力をいただき、調査してまいりました。 譲受人は市内小幡在住、70歳の農業の男性、譲渡人は市内富田在住の73歳の無職の女性です。土地は小幡地内の田、2,423㎡、区分は売買による所有権移譲で、申請事由は規模を拡大し、経営の安定を図りたいということです。譲受人は家族3人で借地請負耕作等、田畑合わせて10ヘクタール以上耕作しており、また、屋敷に隣接しているということで、購入することにしたということとあります。調査の結果、農機具等も全てそろっており、許可することに何の問題もないと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでございます。審議をお願ひ

		いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。4項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、農業兼建設作業員、43歳の男性の方です。譲渡人は、行方市小高、無職、84歳の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転です。水稻5,000㎡、家から7km、15分、農作業時間60日と、農機具もそろっており、何の問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 4番、内藤です。第5項の調査報告をいたします。 譲受人の方は市内浜に在住する65歳の農業の男性です。譲渡人は同じく市内浜に在住する63歳、農業の男性です。申請事由については農業経営を規模拡大し、経営の安定を図るということで、区分は売買による所有権移転です。譲受人と渡人は近所でもあり、農地も隣接しておりました。それで、今まで草刈り等の管理を2人で共同で行ってきましたが、このたび、面積も小さいため、購入して耕作していくということでございました。現場は国道355号の浜から霞ヶ浦に向かって300m入ったところでございます。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 0	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 10番、郡司です。第6項の調査報告いたします。 譲受人は62歳、行方市藤井に在住し、農業の方です。夫婦で110aほど水稻、露地野菜などを営農しております。農業従事日数も150日ほどです。譲渡人は同市五町田に在住し、無職の方です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 4番、内藤です。第7項の調査報告をいたします。 譲受人の方は市内羽生に在住する66歳、農業の男性です。譲渡人は市内芹沢に在住する60歳、会社員の男性です。申請事由につきましては、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転でございます。譲受人と渡人は親戚同士で、以前に受人の父親が譲渡人に売買しておりました農地でございます。ただ、耕作せず休耕地となっていました。このたび譲受人が買い戻して耕作したいということでございました。現場は国道355号、羽生郵便局から50mぐらいで、譲受人宅の目の前のところでございます。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、何ら問題なく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 6 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。8項の調査報告をいたします。 譲受人は、市内両宿出身で今は東京都に在住する会社員兼農業をしている53歳の方であります。田・畑・果樹園合わせて129aを所有しております。遊休化した畑を耕作できるよう整備中であり、年150日ほど作業をしているそうであります。譲渡人は市内両宿に在住する85歳の方であります。申請理由は、当該農地を売買により譲り受けて、所有地と一緒に醸造用ブドウを栽培したいということであります。軽トラック、トラクター、作業場等も所有しており、ブドウ苗も3月に植えつけるよう注文したそうであります。通作距離も生家から500mほどで、許可してもよいものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、許可してもよいただろうということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第82号) 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第82号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事

前配付のため割愛する。)

- 議 長 それでは、早速審議に入ります。1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
- 9 番 9番、小沼です。1項の調査報告をします。この調査には、山野委員さんの協力で調査をしまりました。
申請人は行方市麻生、農業の83歳の女性の方です。申請理由は、宅地の進入路（違反転用の是正）です。昭和50年以降より自宅の進入路として使用して、転用手続きをとっていないということが分かり、申請する次第になりました。場所はJ Aなめがたしおさい麻生本店東側付近になります。始末書も添付しており、問題ないと調査をしまりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 調査の結果は、始末書等も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませぬか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
- 9 番 2項の調査員より調査の報告を求めます。
9番、小沼です。2項の調査報告をします。この調査には、山野委員さんの協力で調査をしまりました。
申請人は行方市麻生、農業、83歳の女性の方です。申請理由は、農業用施設用地（違反転用の是正）です。昭和55年以降より自宅の隣接地に農業用施設、物置5か所、ハウス用車庫入れとして使用して使用してました。正式に申請し、今後も使用したいということです。場所は1項と同じ場所です。始末書、農業を営む者の証明書も添付しており、調査の結果、問題ないと調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませぬか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
- (議案第83号)
- 議 長 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。
- 事 務 局 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)
- 議 長 1項ごとに審議いたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

- 1 番 1 番、平塚です。第 1 項の調査報告をいたします。この調査は、横山委員の協力をいただきました。
- 譲渡人は行方市四鹿在住、70 代、農業の男性です。譲受人は同じく四鹿在住、70 代、農業の男性です。申請事由は、議案書のとおり宅地用敷地の拡張で、違反転用の是正です。区分は売買による所有権移転です。当該土地は四鹿の●●●●●●●●●●●●のはす向かいを五、六十mほど入ったところでは、隣人同士で、当該土地については受人の敷地では仕事用の車両の駐車スペースがなく、宅地への進入路も狭いため、今年 3 月頃より農地法の許可なく利用してしまったとのことでした。周辺農地も渡人の畑ですが、農地への影響はなく、始末書のほか必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。
- 議 長 調査の結果は、始末書等必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、2 項の調査員より調査の報告を求めます。
- 4 番 4 番、内藤です。第 2 項の調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力のもと調査をしてまいりました。
- 譲受人の方は、市内羽生に在住する 66 歳、農業の男性です。譲渡人の方は、市内芹沢に在住する 60 歳、会社員の男性です。申請事由につきましては、農業倉庫の整備で、違反転用の是正でございます。区分は売買での所有権移転です。現況は平成 29 年 7 月に農地法の許可を得ず無断で倉庫を建設してしまったということで、違反転用となっております。本人も深く反省をしてまいりました。その後、必要書類としましては、始末書も添付されております。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、始末書等も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、2 項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、3 項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 2 番 1 2 番、吉田です。3 項の調査報告をいたします。なお、調査に当たりまして、根本委員の協力をいただいております。
- 申請人は、行方市小幡在住の 44 歳の農業の男性です。貸人は、申請人と同じ同市小幡在住、70 歳、農業の男性。2 人の関係ですが、親子となります。申請理由ですが、現在、倉庫はありますが、手狭になったため、新しく建てたい、新しく倉庫をまた建てたいということの申請となります。父親の土地を借り、倉庫を建てるとのことなので、問題はないと思います。区分は使用貸借権の設定となります。事業計画書、そのほか書類等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。

		皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項、5項は関連がございますので、一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第4項、第5項は関連がありますので、併せて調査報告をいたします。この調査には、横山委員の協力をいただきました。
		まず、第4項について、譲渡人は、行方市四鹿在住、70代、農業の男性です。譲受人は、同居の30代、建設業の男性です。申請事由は、議案書のとおり資材置場のため、違反転用の是正です。区分は使用貸借権です。当該土地は、四鹿の●●●●●のはす向かいを五、六十m入ったところ。譲渡人と譲受人は親子で、当該土地については受人の経営拡大に伴い、資材置場の確保のため、農地法の許可なく利用してしまったとのことでした。申請人の宅地に接続していることもあり、農地の影響はなく、始末書のほか必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。
		続きまして、第5項について報告いたします。
		譲渡人は、行方市四鹿在住、80代、無職の男性です。譲受人は第4項と同じ男性です。申請事由は、議案書のとおり経営拡大による資材置場のため、区分は賃貸借権です。受人と渡人は近所同士で、当該土地は第4項の土地に小道を挟んだ正面に当たります。現在は農地として使用されておらず、何年も耕作されていない様子でした。隣接する農地もなく、必要書類も整っているため、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第84号)
議	長	議案第84号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	局
		議案第84号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について提案する。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をしてよろしいか併せて提案する。令和2年10月26日提出、行方市

農業委員会長 清水 量。
 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
 6 番 6番、中城です。第1項の調査報告をいたします。
 申請人は、市内行方在住の専業農家、37歳の男性です。母親と2人で田畑合わせて3万6,000㎡耕作しております。願出要旨は、農業経営の安定を図るための規模拡大とのこと。通作距離も自宅から2分、農機具なども十分にそろっており、調査の結果、買受適格証明書を発行することに許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異
 全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
 追ってお諮りをいたします。1項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受
 申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合におい
 て、本職が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、
 許可をすることにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定いたします。

（議案第85号）

議 長 議案第85号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願
 います。

事 務 局 議案第85号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する（別
 紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。）。

議 長 1項ごとに審査をします。
 1項の調査員より調査の報告を求めます。
 6 番 6番、中城です。第1項の調査報告をいたします。この案件は、椎名委員さんにご
 協力をいただきました。
 申請人は、市内於下在住の男性です。願出要旨は地目変更登記のためであります。
 申請地は、平成2年より宅地として利用しており、農地に復元するのは困難な状況
 にあると判断し、非農地証明書の交付は許可相当であると調査してまいりました。皆
 様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農地に戻すのは困難であり、非農地証明書を交付してもよいとい
 う
 ことでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
 全 員 異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議 4	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 4番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力のもと調査をしてみました。 申請人は、市内羽生に在住する会社員の女性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付となります。場所は国道355号、羽生のところを霞ヶ浦に向かって30mぐらい入ったところでございます。場所的には、現況的には昭和52年より宅地として利用しておるということでございました。そんな中で農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしてみました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明を交付することは妥当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1	長 1番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、椎名です。第3項の調査報告をします。調査には、中城委員さんのご協力をいただきました。 申請人は、行方市小高在住の女性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明です。現地を確認したところ、隣の畑ののり面となっており、原野化しておりました。55年以上耕作しておらず、非農地証明の交付相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
(議案第86号)		
議	長	議案第86号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第86号について説明する。	別紙のとおりということで、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思っております。 令和2年10月6日付で行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がございました。裏面をご覧いただきまして、交付申請書がございます。今回、南高岡の方2名となっております。以上です。
議	長	1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。

		調査員より調査の報告を求めます。
1	2 番	1 2 番、吉田です。なめがた新規就農応援金補助金交付対象者の推薦人の詳細について報告いたします。 今回、2名の申請となっておりますが、2人は実の双子の兄弟となります。以前、高校を出て一、二年会社勤めをしていた、今回2月より家の家業を継ぐ運びとなったそうです。2人して継ぐという珍しい話なんですから、大変、家も私のほう、ごく近所で、普段から見えておりますけれども、一生懸命、今は2人とも協力して真面目に取り組んでおり、将来楽しみであります。なめがた新規就農活力応援金補助金の推薦に対し問題なく推薦相当と調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は推薦することに問題ないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項、2項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定いたします。
		(議案第87号)
議	長	議案第87号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第87号について説明する。
局		別紙のとおりということで、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。総括表のほうでご説明させていただきます。新規の設定で田が16件、37筆、5万9,372㎡、畑が46件、105筆、30万6,379㎡、計62件、142筆、36万5,751㎡となります。続いて、更新の設定で田のみ1件、2筆、2,403㎡となります。新規と更新の合計で63件、144筆、36万8,154㎡となります。 次ページの利用権設定計画書ということで、設定者、農用地、期間、賃借料、受ける者、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。
		(報告第45号) (報告第46号) (報告第47号)
議	長	次に、報告案件に入ります。報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第47号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明を願います。

事務局 報告第45号について説明する。(別紙議案書のとおり)
報告第46号について説明する。(別紙議案書のとおり)
報告第47号について説明する。(別紙議案書のとおり)

議長 報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。(全員一致)
議長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後3時40分

議長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって第10回総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。